

令和3年度第1回白井市情報公開・個人情報保護審査会 会議録（概要）

- 1 日 時 令和3年7月16日（金）午前10時～午前11時
- 2 場 所 白井市役所東庁舎3階303会議室
- 3 出席者 委員：西本委員、井川委員、中澤委員、古井委員
子育て支援課：永井課長、篠田主任保健師、伊原主任保健師
- 4 欠席者 中村委員
- 5 事務局 総務課：中村総務部長、高山総務課長、吉川主査、小池主任主事
- 6 傍聴者 なし（会議非公開）
- 7 議 題 オンライン結合による個人情報の提供について
- 8 議 事

（1）会議非公開の決定

本会議における議題については、委員からの質疑の内容によっては、個別具体的な事務の詳細を回答することも考えられ、それにより特定の個人が類推される恐れがある（白井市情報公開条例第9条第1項第1号）ため、白井市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を非公開とすることについて採決をとった。

→出席委員全委員が承認（非公開に決定）。

（2）オンライン結合による個人情報の提供について

児童虐待等に係る事案について、自治体間及び児童相談所・市町村間において情報共有を行うことができる全国統一のオンラインシステムを導入するにあたり、当該システムが個人情報保護条例に規定される「オンライン結合」に該当するものであることから、審査会の意見を聴いた。

【委員からの主な質疑・意見】

- ・現状、どのような情報共有の体制になっているのか。
→システム導入の主な目的である転出入の際の情報共有については、対象児童がいる場合、自治体間で文書による引継ぎを行っている。重大な案件については、県が設置している児童相談所に所管が移るため、必要に応じて引継ぎを行う。
- ・導入のメリットは。
→提供元からの一方通行であった従前の体制が、双方向の体制に変わるものと考えている。
- ・過度な情報共有にならないか。
→システム上で検索、確認できる情報は必要最低限の情報となっている。
- ・導入後も、会議を開催するなど、関係者の顔の見える細やかな情報共有は行って欲しい。
- ・システムは職員誰でも利用できるのか。
→現時点では、課長を含む子育て支援課の職員4名を想定している。
- ・システムで得た情報は、他の職員と共有しないのか。
→提供元に詳細な情報を確認後、整理した上で、関係者にも共有する想定である。

【審査会の決定】

オンライン結合による個人情報の提供（既に児童相談所と情報共有を行っている一部ケースの必須項目のみ）を認める。ただし、問題点を認識、整理した上で適正な管理・運用に努めること。また、その後の状況についても当審査会に適宜報告すること。